

議案第 1 1 3 号

湯梨浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町水道事業給水条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 5 日提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例

湯梨浜町水道事業給水条例（平成16年湯梨浜町条例第186号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表第2（第21条関係） 水道料金					別表第2（第21条関係） 水道料金				
種別	料金	基本料金（1箇月につき）		超過料金	種別	料金	基本料金（1箇月につき）		超過料金
		口径	水量	料金 (1立方メートルにつき)			口径	水量	料金 (1立方メートルにつき)
1 家庭用	13ミリメートル	8立方メートルまで	860円	130円	1 家庭用	13ミリメートル	8立方メートルまで	800円	120円
2 営業用	20ミリメートル	20立方メートルまで	2,260円		2 営業用	20ミリメートル	20立方メートルまで	2,100円	
3 公共用	25ミリメートル	30立方メートルまで	3,400円		3 公共用	25ミリメートル	30立方メートルまで	3,150円	
	40ミリメートル	50立方メートルまで	5,670円			40ミリメートル	50立方メートルまで	5,250円	
	50ミリメートル	75立方メートルまで	8,510円			50ミリメートル	75立方メートルまで	7,880円	
	75ミリメートル	150立方メートルまで	17,010円			75ミリメートル	150立方メートルまで	15,750円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和9年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、この条例による改正後の湯梨浜町水道事業給水条例第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。